

災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令について（概要）

内閣府政策統括官（防災担当）

1. 改正の背景

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）に基づく確認の申出の手續について、現状、各知事・公安委員会によって必要な書類等の一部が異なっている。

今般、上記確認を的確かつ円滑に行えるようにするとともに、申出者の利便性の向上を図るため、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）において、必要な書類や手續を定めることとする。

さらに、災対法施行令第 33 条第 3 項に基づき、緊急通行車両は標章を掲示し、証明書を備え付けることとしているが、今般の災対法施行令の改正を踏まえ、緊急通行車両の円滑な通行を確保し、かつ、証明書の有効性及び正確性を担保する観点から、様式について変更する必要がある。

2. 改正内容

災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定する。

3. 施行日

令和 5 年 9 月 1 日（金）

※災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令の施行日と同日